

Topics | トピックス

- ◆ 2025年度国民年金事業功績厚生労働大臣表彰の対象となる自治体が決定される
- ◆ 19歳以上23歳未満の被扶養者認定における年間収入要件が変更になる
- ◆ 転職入職者の賃金は「前職より増加」40.5% ～「2024年雇用動向調査結果の概要」
- ◆ 日本年金機構がホームページに遺族年金改正について2028年4月1日施行内容を掲載
- ◆ 厚生年金被保険者が65歳に到達したときの被扶養配偶者の手続きについて（ほか）
～「日本年金機構からのお知らせ」8月号～
- ◆ 2025年6月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で83.9%

◆2025年度国民年金事業功績厚生労働大臣表彰の対象となる自治体が決定

8月22日、2025年度市区町村国民年金事業功績厚生労働大臣表彰の対象となる自治体が決定され、8月29日に表彰式が厚生労働省で行われた。受賞した自治体は千葉県船橋市、東京都大田区、大阪府和泉市、兵庫県神戸市、の3市1区。

表彰式には、受賞した3市1区の自治体と、その自治体を管轄する年金事務所として船橋年金事務所、大田年金事務所、堺西年金事務所、三宮年金事務所が出席した。そのほか、厚生労働省から厚生労働大臣政務官（安藤たかお氏）、年金局長（朝川知昭氏）、大臣官房年金管理審議官（吉田修氏）、日本年金機構から理事長（大竹和彦氏）などが出席した。

各自治体の表彰の対象となった2023年度の主な取り組みは表1のとおり。

<表1> 表彰市区町村の2023年度の取り組み

市区町名	選定した主な理由
船橋市 (千葉県)	- 外国人相談窓口を設置し、タブレット端末や外国語に対応できる相談員を配置することで、外国人転入者に対し年金制度や資格取得手続きの確実な案内を実施した。 「国民年金1号加入の方へ」という独自のリーフレットを作成し、口座振替、免除勧奨、前納勧奨等の案内を実施したことで制度周知に貢献した。
大田区 (東京都)	- 障害基礎年金の制度や手続きの流れについて、4種類の独自のパンフレットを作成し、区内の関連部署のほか、特別支援学校や就労支援施設等にも配布を行い、制度周知に貢献した。 - 日本語学校に通う生徒が円滑に資格取得及び免除申請の手続きができるよう、区役所職員が日本語学校の職員に対し、年金制度や記入方法について説明を実施した。
和泉市 (大阪府)	国民年金手続の電子申請案内用のリーフレットについて、利用者にとって登録手続から結果の通知までの流れがわかりやすくなるよう、年金事務所に対してレイアウト等の改善提案を行い、日本年金機構の承認を受けたリーフレットを作成した。 リーフレットは和泉市のほか年金事務所管内の市区町村でも使用され、電子申請の周知に貢献するとともに個人向けオンラインサービスの利用・登録者数の増加につながった。
神戸市 (兵庫県)	「障害年金相談サポートセンター」を設置し、テレビ電話を活用した遠隔相談を導入。センターには障害年金の知識・経験を有する職員を配置し、市内全拠点に来庁した住民からの相談にいつでも対応できるよう体制を整備している。 テレビ電話では、センター職員が区役所職員からの照会や住民への直接聞き取りを行うことで、迅速かつ適切な説明を行うための相談体制が構築されており、住民サービスの向上につながった。

※ 厚生労働省ホームページより

◆19歳以上23歳未満の被扶養者認定における年間収入要件が変更

日本年金機構は8月19日、ホームページで、2025年度税制改正により19歳以上23歳未満の人の被扶養者認定における年間収入要件が変更となることを広報した。2025年度税制改正では、現下の厳しい労働力不足の状況における就業調整対策等の観点から、19歳以上23歳未満の親族等を扶養する場合に適用される特定扶養控除の要件の見直し等が行われた。これを踏まえ、10月1日以降、扶養認定を受ける人（被保険者の配偶者を除く）が19歳以上23歳未満である場合の年間収入要件の取り扱いが変わる。

なお、2025年10月1日以降の届出で、2025年10月1日より前の期間について認定する場合は、19歳以上23歳未満の被扶養者にかかる年間収入の要件は現行の130万円未満で判定される。

被扶養者認定における年間収入要件の変更

…扶養認定日が2025年10月1日以降で、扶養認定を受ける人が19歳以上23歳未満の場合（被保険者の配偶者を除く）

【現行】

年間収入130万円未満（60歳以上または障害者の場合は、年間収入180万円未満）および同居の場合は収入が扶養者（被保険者）の収入の半分未満、別居の場合は収入が扶養者（被保険者）からの仕送り額未満。



【変更後】

年間収入150万円未満（60歳以上または障害者の場合は、年間収入180万円未満）および同居の場合は収入が扶養者（被保険者）の収入の半分未満、別居の場合は収入が扶養者（被保険者）からの仕送り額未満。

被扶養者認定における年齢要件（19歳以上23歳未満について）

年齢要件（19歳以上23歳未満）は、扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定。

【例】

扶養認定を受ける人が2025年11月に19歳の誕生日を迎える場合には、2025年における年間収入要件は150万円未満となる。

◆転職入職者の賃金は「前職より増加」40.5% ～ 「2024年雇用動向調査結果の概要」

厚生労働省は8月26日、「2024年雇用動向調査結果の概要」を公表した。これによると、2024年1年間の入職者数は7,473.7千人、離職者数は7,195.3千人で、入職者が離職者を278.4千人上回った。就業形態別にみると、一般労働者は入職者数4,337.8千人、離職者数4,231.7千人で、入職者が離職者を106.1千人上回った。パートタイム労働者は入職者数3,135.9千人、離職者数2,963.6千人で、入職者が離職者を172.3千人上回った。主要な産業別にみると、入職者数は「卸売業、小売業」が1,383.6千人と最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が1,221.0千人、「医療、福祉」が1,158.6千人の順であった。離職者数は「卸売業、小売業」が1,427.0千人と最も多く、次いで「医療、福祉」が1,135.4千人、「宿泊業、飲食サービス業」が1,070.8千人の順であった。

また、2024年1年間の転職入職率を性、年齢階級別にみると、「19歳以下」及び「60～64歳」以上の階級で男性が高くなっているが、「20～24歳」から「55～59歳」の階級では女性のほうが高くなっている。転職入職者が前職を辞めた理由については、「その他の個人的理由」と「その他の理由（出向等を含む）」を除くと、男性は「定年・契約期間の満了」（14.1%）が最も多く、次いで「給料等収入が少なかった」（10.1%）となった。女性は「労働時間、休日等の労働条件が悪かった」（12.08）が最も多く、次いで「職場の人間関係が好ましくなかった」（11.7%）となった。転職入職者の賃金変動状況は、前職の賃金に比べ「増加」したと回答した人の割合は40.5%、「減少」した29.4%、「変わらない」28.4%となった。「増加」のうち「1割以上の増加」は29.4%、「減少」のうち「1割以上の減少」は21.7%であった。

◆日本年金機構がホームページに遺族年金改正について2028年4月1日施行内容を掲載

日本年金機構は8月7日、ホームページにある「遺族厚生年金（受給要件・対象者・年金額）」の「遺族厚生年金の受給権がある方の老齢年金の繰下げ受給について」で、2025年の法律改正により2028年4月1日に施行される扱いについて下記のように掲載した（原文どおり）。

現行制度では、65歳に到達する前に遺族年金等を受け取る権利を失権していた場合に限り老齢年金を繰下げ請求できるが、改正により修正されることを告知した。

令和7年の法律改正により、令和10年3月31日時点において、遺族厚生年金を受け取る権利を有しており、かつ、65歳に到達していない方（昭和38年4月2日以降生まれ）は、以下のとおりとなります。

- 老齢厚生年金は、遺族厚生年金の請求を行っていない場合に限り、繰下げ請求することができるようになります。
- 老齢基礎年金は、遺族厚生年金の請求の有無にかかわらず、繰下げ請求できるようになります。

◆厚生年金被保険者が65歳に到達したときの被扶養配偶者の手続きについて ほか ～「日本年金機構からのお知らせ」8月号～

日本年金機構は8月21日、ホームページ内の「日本年金機構からのお知らせ」8月号において「従業員が65歳に到達したときの被扶養配偶者（第3号被保険者）の手続きについて」の周知を社会保険労務士、年金委員、市区町村担当者をお願いした。

65歳に到達した従業員（厚生年金保険の被保険者）に60歳未満の被扶養配偶者（第3号被保険者）がいる場合、被扶養配偶者は、第3号被保険者から第1号被保険者への切り替えの手続きを自身で行ったうえで、国民年金保険料を納める必要がある。ただし、被保険者が老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合は、被扶養配偶者の第3号被保険者の資格は継続するため、切り替えは不要（表2）。

第3号被保険者から第1号被保険者への切り替えの手続きは、住所地の市区町村の国民年金担当窓口または近くの年金事務所で行う。マイナポータルからの電子申請も可能。

<表2> 従業員が65歳に到達した時点の受給資格に応じて、60歳未満の被扶養配偶者が行う手続き

従業員（厚生年金保険の被保険者）の受給資格	被扶養配偶者（第3号被保険者）の手続き
老齢基礎年金の受給資格を満たしている	お住まいの市区町村役場の窓口またはお近くの年金事務所で、第1号被保険者への切り替えの手続きを行ってください。
老齢基礎年金の受給資格を満たしていない	手続き不要（第3号被保険者の資格は継続）

「日本年金機構からのお知らせ」8月号には、上記以外に「19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件が変わります」「年金相談で『多言語通訳サービス』がご利用いただけます」「年金の相談・請求手続きはインターネット予約が便利です」が掲載された。

◆2025年6月末現在の国民年金の月次保険料納付率は 3年経過納付率（最終的な納付率）で83.9%

厚生労働省は8月29日、2025年6月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2022年6月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.3ポイント増の83.9%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は759万月で、納付月数は636万月。

【2023年6月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比3.2ポイント増の84.9%であった。納付対象月数は738万月で、納付月数は626万月。

【2024年6月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は82.7%であった。納付対象月数は743万月で、納付月数は615万月。

なお、都道府県別に見ると、納付率が最も高いのは、3年経過納付率で島根県の92.3%、2年経過納付率で新潟県と島根県の92.4%、1年経過納付率で新潟県の90.6%となった。